

令和8年度

すばらしいみやぎを創る 運動推進助成事業

多様な活動主体が協働・連携して地域社会の絆を深めることができるよう
率先して取り組んでいただくことができるすばらしいみやぎを創る協議会
の構成団体等への活動費の支援します



美しい生活環境を創る

花壇づくりやプランター植栽、
地域のみんなで行う清掃活動に。



心の通い合う地域を創る

子ども食堂や学習支援、世代を
超えた交流イベントの開催に。



安全で安心なまちを創る

地域の防犯パトロールや、
見守り活動、防災の勉強会に。



地域文化を大切にする

ふるさとの歴史を学ぶ勉強会や、
伝統文化を披露し合う交流会に。

助成対象

本協議会の構成員である市町村協議会及び、その他の非営利団体

【募集期間】 令和8年6月8日（月）～7月3日（必着）

詳しくは裏面、または県協議会ウェブサイトへ

○対象となる事業

助成の対象となる事業は、県協議会が運動推進の基本方針として掲げる「4つの運動の柱」のいずれかの運動の趣旨を満たす事業であること

《4つの運動の柱》

①安全で安心なまちを創る運動 ②心の通い合う地域を創る運動 ③美しい生活環境を創る運動④地域文化を大切にす
る運動

○助成対象者

本協議会の構成員である市町村協議会及び、その他の非営利団体

○助成対象期間

助成の決定後から令和9年2月28日までに実施する活動が対象

○助成限度額等

◎助成限度額 5万円

◎助成率 10/10以内

◎助成対象経費 この助成の決定後から令和9年2月28日までに実施する事業に要する経費

○応募方法

助成を助成を希望する団体は必要書類を県協議会事務局に提出（郵送または持参）

◎交付申請書（様式第1号）

◎事業計画書（様式第2号）

◎収入予算書（様式第3号）

○選考

県協議会は、応募申請書類を厳正に審査し、助成金交付が決定した団体に対し、助成を決定し通知する

どんな活動に使えるの？申請からご報告までの流れ



応募する（期間：6/8～7/3 必着）

交付申請書、事業計画書、収支予算書を提出してください。



決定&概算払い

審査後、助成決定額を「前払い」で交付します。自己負担なしでスタートできます！



活動スタート！

令和9年2月28日までに完了する事業が対象です。



実績報告

活動完了から1ヶ月以内、または令和9年3月15日の早い日までに報告書と領収書の写し等を提出。

モノ・道具



- ✓ お花の種子、苗木、土
- ✓ シャベル、軍手、ゴミ袋、ほうき等の清掃用具
- ✓ 事業で使う文具類
- ✓ 防犯ベストや帽子



場所・移動



- ✓ 会場や設備の使用料
- ✓ ガソリン代、高速道路料金、物資輸送代

⚠ ※タクシー代は対象外



人・その他



- ✓ 専門家への謝金（上限：1時間あたり9,000円）
- ✓ アルバイト代
- ✓ チラシ等の印刷費
- ✓ ボランティア保険料
- ✓ 活動当日のレンタカー・バス代



お問い合わせ・書類提出先：すばらしいみやぎを創る協議会 事務局

※同一団体から複数応募する場合は、優先順位をつけてご提出ください。